

行政

防災行政無線を活用した試験放送を実施

この放送は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム(通称「Jアラート」)から配信した情報を受け、市内全域の防災行政無線から試験放送を流すものです。試験放送ですので、お間違えのないようご注意ください。



放送日時

6月7日(水) 11時ごろ

■放送内容 最初に上りチャイム、「これは、Jアラートのテストです」を3回、最後に下りチャイムを放送します。

▼危機管理課(☎64・3219)

地区計画変更案の縦覧

市では、建築規制の緩和により市街化調整区域の活性化を図るため、地区計画制度を活用したまちづくりを進めています。このたび、「柳森工業団地地区計画」の変更案を作成しましたので、次のとおり縦覧します。

■縦覧図書 中播都市計画地区計画(柳森工業団地地区計画)の変更案

■縦覧期間 6月2日(金)15日(木)(土・日曜日は除く) 8時30分~17時15分

■意見書の提出 変更案について意見のある方は、意見書用紙にご記入の上、縦覧期間中に都市計画課へ持参または郵送(期間内必着)により提出してください。

■縦覧および意見書の受付場所 都市計画課
提出・問い合わせ先 都市計画課(☎64・3223)

ごみステーション資機材購入費用を補助

家庭から排出されるごみの飛散および鳥獣によるごみ

散乱を防止するため、ごみステーションにごみ収納庫などを購入し、設置した自治会を対象に、購入費用の一部を補助します。

補助対象

○固定式(収納庫・ストッカー・物置など)
○移动式(防鳥ネット・柵など)

※令和5年4月1日以降に購入したものに限り

補助金額

購入費用の1/2(千円未満の端数は切り捨て・上限2万円)

※予算の範囲内に限ります。

■申請方法 環境課へ事前相談後、申請してください。郵送での申請も可能です。

※申請書は、事前相談後にお渡しします。

申請・問い合わせ先

環境課(☎64・3150)

市の徴収事務を委託

■委託期間 4月1日(令和6年3月31日)

■委託事務・委託先 一般廃棄物最終処分場の処理手数料の徴収事務

中井奥垣内自治会

犬の登録・鑑札交付・再交付手数料、狂犬病予防注射済票の交付・再交付手数料の徴収事務

「市内動物病院」

揖保川動物病院、たつの犬と猫の病院、寺田動物病院、どい動物病院龍野エルザ、ふくしま動物病院

「市外動物病院」

エルザ動物医療センター、オガワ動物病院、上郡動物病院、クオール動物病院、グリーン・フォレスト動物病院、篠田動物病院、太子動物病院、タナカ動物病院、とべ動物病院、なかおか動物病院、中川動物病院、ながみ動物病院、姫路エルザ動物病院、平山獣医科医院、山田獣医科病院、ワールド動物病院

▼環境課(☎64・3150)

イベント

「下川原ふるさと朝市」を開催

たつの市営駐車場(下川原)にて、朝市を開催します。市内の特産品や農産物などが盛りだくさんです。

■とき 6月17日(土) 9時30分~11時30分
※朝市の開催時間中、駐車料金は無料です。

▼たつの市観光協会龍野支部事務局(観光振興課内)(☎64・3156)

龍野商工会議所

たつのレザー展示即売会

市内の皮革業者が天然皮革素材・製品を販売します。



■とき 6月3日(土)・4日(日) 両日とも10時~16時

■ところ 龍野経済交流センター(龍野町富永702-1)

■販売内容 たつの産天然皮革素材・カット革・靴・財布・その他革小物

▼商工振興課(☎64・3158)

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するため、国から「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

(1) ひとり親世帯分

支給対象者 ①~③のいずれかに該当し、対象児童を養育する方

- ① 児童扶養手当受給者 (令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方)
- ② 公的年金給付等受給者 (遺族・障害・高齢年金等を受給している方で、令和5年3月分の児童扶養手当が全部支給停止の方、または児童扶養手当受給資格の認定を受けていない方のうち、支給要件に該当する方^(※1))
- ③ 家計急変者 (物価高騰の影響を受けて収入が減少し、児童扶養手当受給者と同じ水準の収入になった方^(※2))
(※1) 本人および扶養義務者等の令和3年中の収入額等が支給要件に該当 (※2) 児童扶養手当が全部支給停止の方、または児童扶養手当受給資格の認定を受けていない方で、本人または扶養義務者等の令和5年1月以降の収入が減少し、本人および扶養義務者等の1年間の収入見込額等が支給要件に該当 (要件となる収入基準額等は市ホームページ参照)

対象児童 18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降(③は令和6年3月31日以降)である児童、または令和5年3月時点(③は申請時点)で20歳未満の特定の障害がある者

給付額 児童1人当たり一律5万円

支給方法 ① 児童扶養手当受給者 → 申請不要

支給対象者には、5月10日(水)に通知書を送付し、5月24日(水)に児童扶養手当振込口座に振込済 ※令和5年3月分の児童扶養手当を支給した市町村から支給されます。

② 公的年金給付等受給者、③ 家計急変者 → 申請必要

申請書と必要書類を下記申請先へ提出(郵送可)

申請期限: 令和6年2月29日(木)(窓口受付は土・日・祝日を除く)

(2) ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

支給対象者 ①②のいずれかに該当し、対象児童を養育する方 ※本人および配偶者等のうち収入(所得)額が高い方

- ① 令和4年度給付金(ひとり親世帯以外分)受給者 (令和4年度市町村民税均等割が非課税の方、または家計急変者(家計が急変して収入が減少し、市町村民税非課税相当の収入になった方)で、令和4年度の同給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給している方)
- ② 上記以外の新たな家計急変者 (令和5年度市町村民税均等割が非課税の方、または新たな家計急変者(物価高騰の影響を受けて収入が減少し、市町村民税非課税相当の収入になった方^(※1))
(※1) 本人または配偶者等の令和5年1月以降の収入が減少し、本人および配偶者等の1年間の収入見込額等が支給要件に該当 (要件となる非課税相当収入限度額等は市ホームページ参照)

対象児童 平成16年4月2日(②は平成17年4月2日)から令和6年2月29日までに生まれた児童
※特別児童扶養手当の支給額の算定基礎となっている児童は、平成14年4月2日(②は平成15年4月2日)から対象

給付額 児童1人当たり一律5万円

支給方法 ① 令和4年度給付金(ひとり親世帯以外分)受給者 → 申請不要

支給対象者には、5月15日(月)に通知書を送付し、5月29日(月)に令和4年度給付金振込口座に振り込み ※令和4年度給付金(ひとり親世帯以外分)を支給した市町村から支給します。

② 上記以外の新たな家計急変者 → 申請必要

申請書と必要書類を下記申請先へ提出(郵送可)

※給付金支給後に、出生等で増えた対象児童分は、①②ともに別途申請が必要です。

申請期限: 令和6年2月29日(木)(窓口受付は土・日・祝日を除く)

※本給付金はひとり親世帯分、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分ともに該当する場合は、いずれかのみ受給できます。本市または他市町村において、既に本給付金の支給を受けている方は除かれます(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分において、給付金支給後に対象児童が増えた場合を除く)。また、既に支給された本給付金の支給額の算定の基礎とされた児童は対象児童から除かれます。

※詳細および申請様式は、市ホームページをご覧ください。

市ホームページはこちらから→

申請・問い合わせ先 児童福祉課(☎64・3153)、地域振興課市民健康福祉係(☎75・0255)、

地域振興課市民健康福祉係(☎72・2523)、地域振興課市民健康福祉係(☎322・1451)

